



障害福祉サービスの紹介（１）

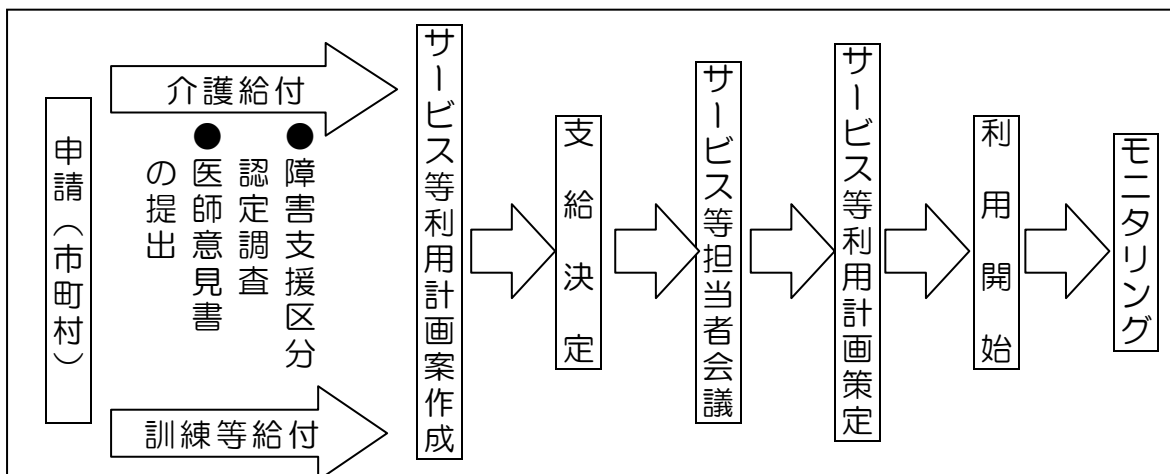
相談支援事業所：障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行います。

地域で障害福祉サービスを利用する際には、身近な地域の情報を持っている相談支援事業所に相談しましょう。

●障害福祉サービスの利用

お住まいの市町村障害福祉担当窓口に行き、申請を行います。この時、

①障害者手帳を所持している ②自立支援医療を受けている ③医師の診断書がある、のいずれかを満たしている必要があります。サービス利用までの流れは以下の通りです。



●計画相談支援

障害福祉サービスを利用する際には、サービス等利用計画を作成する必要があります。相談支援事業所の相談支援専門員と相談しつつ、サービス等利用計画を策定しましょう。なお、児童についてもサービス等利用計画の作成が必要です。



18歳未満の児童の場合

●障害児通所支援

- ①児童発達支援センター：通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域にいる障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。
- ②児童発達支援事業：通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
- ③放課後等デイサービス：学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
- ④保育所等訪問支援：保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

●障害児入所支援

- ①福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設：入所して、その障害に応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。18歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。



障害福祉サービスの紹介（2）

成人の場合

●介護給付

- ①居宅介護（ホームヘルプ）：自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ②重度訪問介護：重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
- ③同行援護：視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
- ④行動援護：自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
- ⑤重度障害者等包括支援：介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包的に行います。
- ⑥短期入所（ショートステイ）：自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ⑦療養介護：医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。
- ⑧生活介護：常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- ⑨障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）：施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



●訓練等給付

①自立訓練（機能訓練・生活訓練）：自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。利用期間は、機能訓練では原則1年半、生活訓練では原則2年となります。

②就労移行支援：一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います（原則2年）。

③就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）：一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

④共同生活援助（グループホーム）：夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

●地域生活支援事業（市町村事業）

①移動支援：円滑に外出できるよう、移動を支援します。

②地域活動支援センター：創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。障害者手帳を所持していなくても利用可能です。

③福祉ホーム：住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。